事　務　連　絡
令和７年５月 26 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

令和７年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」については、令和６年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、「令和６年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和６年５月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和６年度改定事務連絡」という。）において、施設基準等に関する当面の間の取扱いをお示ししているところです。

また、令和７年度薬価改定に伴い、「令和７年度薬価改定に伴う令和６年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和７年３月７日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和７年度改定事務連絡」という。）において、令和６年度改定事務連絡の別添「カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目」（以下「カットオフ値の算出に含める品目リスト」という。）を改定し、令和７年４月診療・調剤分から適用することとしたところです。

今般、カットオフ値の割合の算出において、カットオフ値の算出に含める品目リストを別添のとおり改定しましたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知方お願いいたします。

なお、当該リストは令和７年４月診療・調剤分から１月単位で適用できることとし、外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算の施設基準では、直近３月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされているところ、当該３月の期間中に当該リストを適用して実績を計算する月と行わない月が混在しても差し支えないこととします。

また、令和７年４月以降の診療・調剤分については、令和７年度改定事務連絡の別添ではなく、本事務連絡の別添が適用されることを念のため申し添えます。

（参考１）

○後発医薬品使用体制加算に係るカットオフ値の計算

３月分実績	本事務連絡の適用なし
４月分実績（※）	本事務連絡の適用あり
５月分実績（以降）	本事務連絡の適用あり

○外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算に係るカットオフ値の計算

１・２・３月分実績	本事務連絡の適用なし
２・３・４月分実績（※）	４月分の実績のみ本事務連絡の適用あり
３・４・５月分実績	４・５月分の実績のみ本事務連絡の適用あり
４・５・６月分実績（以降）	本事務連絡の適用あり

（参考２）

本取り扱いは令和７年４月の実績の計算から適用するため、（※）の４月分の実績の算出に関しては、既に地方厚生（支）局に辞退の届出を行ったものの、本取扱いを踏まえ、辞退の届出が不要となる保険医療機関等は、速やかに地方厚生（支）局に申し出ること。

参考

事　務　連　絡
令和７年３月７日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

令和７年度薬価改定に伴う令和６年度薬価改定を踏まえた
診療報酬上の臨時的な取扱いについて

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」については、令和６年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、「令和６年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和６年５月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和６年度改定事務連絡」という。）において、施設基準等に関する当面の間の取扱いをお示ししているところです。

今般、令和７年度薬価改定に伴い、令和６年度改定事務連絡の別添「カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目」を、別添のとおり改定し、令和７年４月診療・調剤分以降から適用することとしたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知方お願いいたします。

参考

事　務　連　絡
令和６年５月 22 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

令和６年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」（以下「後発医薬品使用体制加算等」という。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第５号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第６号）（以下「施設基準通知」という。）において、施設基準等の取扱いを示しているところです。

今般、令和６年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、後発医薬品使用体制加算等の施設基準等に係る具体的な取扱いについて、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し周知方お願いいたします。

記

１　後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、当該保険医療機関等において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合（以下「カットオフ値の割合」という。）に係る要件の取扱いについて、令和６年４月の実績から当面の間は、カットオフ値の割合を算出するに当たって、別添に示す医薬品を、調剤した「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算しても差し支えないものとする。

なお、本取扱いはカットオフ値の割合の算出に関してのみ適用されるものであり、後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、後発医薬品の使用（調剤）割合の算出に当たっては、本取扱いは適用されないため、引き続き別添に示す医薬品を含めずに計算すること。

２　１の取扱いについては、１月単位で適用できることとし、外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算の施設基準では、直近３月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされているところ、当該３月の期間中に１の取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えない。

３　後発医薬品使用体制加算等に係る届出については、施設基準通知において新規届出又は辞退について規定されているが、その具体的な手続きに当たっても１の取扱いを踏まえて行うこと。

（参考１）

○後発医薬品使用体制加算に係るカットオフ値の計算

３月分実績	本事務連絡の適用なし
４月分実績（※）	本事務連絡の適用あり
５月分実績（以降）	本事務連絡の適用あり（当面の間）

○外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算に係るカットオフ値の計算

１・２・３月分実績	本事務連絡の適用なし
２・３・４月分実績（※）	本事務連絡の適用あり（４月分実績のみ）
３・４・５月分実績	本事務連絡の適用あり（４・５月分実績のみ）
４・５・６月分実績（以降）	本事務連絡の適用あり（当面の間）

（参考２）

本取扱いは令和６年４月の実績の計算から適用するため、（※）の４月分の実績の算出に関して、既に地方厚生（支）局に辞退の届出を行ったものの、本取扱いを踏まえ、辞退の届出が不要となる保険医療機関等は、速やかに地方厚生（支）局に申し出ること。

（別添）（略）